



発行 新潟県

第24号

平成29年3月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

- 8 新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則（産業政策課）
- 9 新潟県森林組合法施行細則の一部を改正する規則（林政課）
- 10 新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則（港湾振興課）

訓 令

- 1 新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の規定に基づき設備しなければならない帳簿その他の書類の様式指定の一部改正（港湾振興課）
- 2 新潟県物品会計規則第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令の一部改正（出納局管理課）

告 示

- 340 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 341 指定管理者の指定（基幹病院整備室）
- 342 保安林の指定予定（治山課）
- 343 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 344 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 345 換地処分（農地整備課）
- 346 換地処分（農地整備課）
- 347 道路の区域変更（道路管理課）
- 348 道路の供用開始（道路管理課）
- 349 道路の区域変更（道路管理課）
- 350 道路の区域変更（道路管理課）
- 351 道路の区域変更（道路管理課）
- 352 道路の供用開始（道路管理課）
- 353 道路の区域変更（道路管理課）
- 354 道路の供用開始（道路管理課）
- 355 道路の区域変更（道路管理課）
- 356 道路の供用開始（道路管理課）
- 357 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 358 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 359 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 360 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 361 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 362 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 363 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 364 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 365 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 366 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 367 公有水面埋立ての竣功認可（港湾整備課）

公 告

- 海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表（水産課）

人事委員会規則

- 6-1794 地域手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1795 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1796 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

教育委員会告示

- 4 指定管理者の指定（保健体育課）

公安委員会規則

- 8 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則（警務課）

正 誤

- 平成18年12月15日付け県報第97号告示第1763号中（砂防課）

規 則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第8号

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(担保及び保証人)</p> <p>第8条 知事は、申請人に対して、担保を提供させ、かつ、保証人を立てさせるものとする。ただし、申請人が機構である場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>前項の規定による保証人は、貸付けを受けることを決定した責務を有し、かつ、貸付金の償還に応じ得る資力があると認められる者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</u></p> <p>(1) <u>申請人が第2条第1項第4号から第13号までに規定する者（以下「組合」という。）である場合 当該組合の役員、当該組合の組合員等（組合員又は所属員をいう。以下同じ。）である法人若しくは個人又は当該法人の役員</u></p> <p>(2) <u>申請人が組合の組合員等である場合 当該組合員等である法人の役員又は当該組合員等である個人の事業経営の関係者</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、知事が認めるときは、担保を提供させず、又は</u></p>	<p>(担保及び保証人)</p> <p>第8条 知事は、申請人に対して、担保を提供させ、かつ、<u>次の各号に定めるところによる保証人を立てさせるものとする。ただし、申請人が機構である場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>申請人が第2条第1項第4号から第13号までに規定する者（以下「組合」という。）であるときは、その組合の全役員</u></p> <p>(2) <u>申請人が組合以外の者であつて、組合の組合員であるときは、当該組合員の属する組合及び県内に居住し、かつ、貸付金の償還に応じ得る資力があると認められる者2人以上</u></p> <p>(3) <u>申請人が前2号に掲げる者以外の者であるときは、県内に居住し、かつ、貸付金の償還に応じ得る資力があると認められる者3人以上</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、知事が認めるときは、担保を提供させず、又は保</u></p>

保証人を立てさせず、若しくは前項に規定する者以外の者を保証人に立てさせることができる。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

別表第1 (第3条、第10条関係)

番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率(年利)	償還期間(据置期間を含む。)	据置期間	貸付金の額
(略)							
3	(略)	施設集約化事業を行う事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会若しくはこれらの組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合、協業組合、合併会社(独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号。以下「政令」という。)第3条第1項第2号ハに規定する合併後存	(略)				

証人を立てさせず、若しくは同項各号に規定する者以外の者を保証人に立てさせることができる。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

別表第1 (第3条、第10条関係)

番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率(年利)	償還期間(据置期間を含む。)	据置期間	貸付金の額
(略)							
3	(略)	施設集約化事業を行う事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会若しくはこれらの組合員等(組合員又は所属員をいう。以下同じ。)である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合、協業組合、合併会社(独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号。以下「政令」という。)第3条	(略)				

続する会社又は合併により設立した会社をいう。以下同じ。)又は出資会社(同号ニ又はホに規定する出資を受けた会社をいう。以下同じ。)	第1項第2号ハに規定する合併後存続する会社又は合併により設立した会社をいう。以下同じ。)又は出資会社(同号ニ又はホに規定する出資を受けた会社をいう。以下同じ。)
(略)	(略)
備考 (略)	備考 (略)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

新潟県森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第 9 号

新潟県森林組合法施行細則の一部を改正する規則

新潟県森林組合法施行細則（昭和53年新潟県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（信託規程の設定、変更及び廃止の承認申請等）</p> <p>第 2 条 森林組合及び森林組合連合会は、法第10条第 1 項（<u>法第109条第 1 項において準用する場合を含む。</u>）の規定による信託規程の承認を受けようとするときは、別記第 1 号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 森林組合及び森林組合連合会は、法第10条第 3 項（<u>法第109条第 1 項において準用する場合を含む。</u>）の規定による信託規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、別記第 2 号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 森林組合及び森林組合連合会は、法第10条第 4 項（<u>法第109条第 1 項において準用する場合を含む。</u>）の規定による信託規程の変更の届出をしようとするときは、別記第 2 号様式の 2 による届出書を知事に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（信託規程の設定、変更及び廃止の承認申請）</p> <p>第 2 条 森林組合は、法第10条第 1 項の規定による信託規程の承認を受けようとするときは、別記第 1 号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 森林組合は、法第10条第 3 項の規定による信託規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、別記第 2 号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">（共済規程の設定、変更及び廃止の承認申請等）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 森林組合及び森林組合連合会は、法第19条第 4 項（<u>法第109条第 1 項において準用する場合を含む。</u>）の規定による共済規程の変更の届出をしようとするときは、別記第 4 号様式の 2 による届出書を知事に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（共済規程の設定、変更及び廃止の承認申請）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 （略）</p>
<p style="text-align: center;">（林地処分事業実施規程の設定、変更及び廃止の承認申請等）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 森林組合及び森林組合連合会は、法第24条第 4 項（<u>法第109条第 1 項において準用する場合を含む。</u>）の規定による林地処分事業実施規程の変更の届出をしようとするときは、別記第 6 号様式の 2 による届出書を知事に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（林地処分事業実施規程の設定、変更及び廃止の承認申請）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 （略）</p>
<p>第 5 条 （略）</p>	<p>第 5 条 （略）</p>

(森林経営規程の設定、変更及び廃止の承認申請等)

第5条の2 森林組合及び森林組合連合会は、法第26条の3第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定による森林経営規程の承認を受けようとするときは、別記第7号様式の2による申請書を知事に提出しなければならない。

2 森林組合及び森林組合連合会は、法第26条の3第3項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定による森林経営規程の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、別記第7号様式の3による申請書を知事に提出しなければならない。

3 森林組合及び森林組合連合会は、法第26条の3第4項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定による森林経営規程の変更の届出をしようとするときは、別記第7号様式の4による届出書を知事に提出しなければならない。

第10条 (略)

(株式会社への組織変更の認可申請)

第10条の2 生産森林組合は、法第100条の8第1項の規定により、株式会社への組織変更の認可を受けようとするときは、別記第12号様式の2による申請書を知事に提出しなければならない。

(合同会社への組織変更の認可申請)

第10条の3 生産森林組合は、法第100条の16の規定により、合同会社への組織変更の認可を受けようとするときは、別記第12号様式の3による申請書を知事に提出しなければならない。

(書類の経由等)

第16条 法及びこの規則の規定により森林組合等が知事に提出する書類の提出部数は2部（第3条、第4条、第5条の2、第6条及び前2条に規定するものにあつては、1部）とし、当該森林組合等の主たる事務所の所在地を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

別記

第1号様式 (第2条関係)

信託規程設定承認申請書

(略)

注

森林組合連合会が信託規程の設定の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第10条第1項」を「第109条第1項において準用する同法第10条第1項」とすること。

第10条 (略)

(書類の経由等)

第16条 法及びこの規則の規定により森林組合等が知事に提出する書類の提出部数は2部（第3条、第4条、第6条及び前2条に規定するものにあつては、1部）とし、当該森林組合等の主たる事務所の所在地を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

別記

第1号様式 (第2条関係)

信託規程設定承認申請書

(略)

第2号様式 (第2条関係)

信託規程変更(廃止)承認申請書
(略)
注

- 1 様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請すること。
- 2 森林組合連合会が信託規程の変更(廃止)の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第10条第3項」を「第109条第1項において準用する同法第10条第3項」とすること。

第2号様式の2 (第2条関係)

信託規程変更届
年 月 日
新潟県知事 様
住所
名称 森林組合
代表者の氏名 ㊦

森林組合法第10条第4項の規定により、信託規程を変更したので、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 信託規程を変更した理由を記載した書面
- 2 信託規程の変更を議決した総会(総代会)の議事録の謄本
- 3 信託規程の変更部分の新旧対照表
- 4 変更後の信託規程

注

森林組合連合会が信託規程の変更の届出を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第10条第4項」を「第109条第1項において準用する同法第10条第4項」とすること。

第4号様式 (第3条関係)

共済規程変更(廃止)承認申請書
(略)
注

- 1 様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請すること。
- 2 (略)

第4号様式の2 (第3条関係)

共済規程変更届
年 月 日
新潟県知事 様

第2号様式 (第2条関係)

信託規程変更(廃止)承認申請書
(略)
注

様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請するものとし、記以下は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。

第4号様式 (第3条関係)

共済規程変更(廃止)承認申請書
(略)
注

- 1 様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請するものとし、関係書類は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。
- 2 (略)

住所
 名称 森林組合
 代表者の氏名 ㊤

森林組合法第19条第4項の規定により、共済規程を変更したので、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 共済規程を変更した理由を記載した書面
- 2 共済規程の変更を議決した総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 共済規程の変更部分の新旧対照表
- 4 変更後の共済規程

注

森林組合連合会が共済規程の変更の届出を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第19条第4項」を「第109条第1項において準用する同法第19条第4項」とすること。

第6号様式（第4条関係）

林地処分事業実施規程変更（廃止）承認申請書（略）

注

- 1 様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請すること。
- 2 （略）

第6号様式の2（第4条関係）

林地処分事業実施規程変更届
 年 月 日

新潟県知事 様

住所
 名称 森林組合
 代表者の氏名 ㊤

森林組合法第24条第4項の規定により、林地処分事業実施規程を変更したので、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 林地処分事業実施規程を変更した理由を記載した書面
- 2 林地処分事業実施規程の変更を議決した総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 林地処分事業実施規程の変更部分の新旧対照表
- 4 変更後の林地処分事業実施規程

注

森林組合連合会が林地処分事業実施規程の変更の届出を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第24条第4項」を「第109条第1項において準用する同法第24条第4項」と

第6号様式（第4条関係）

林地処分事業実施規程変更（廃止）承認申請書（略）

注

- 1 様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請するものとし、関係書類は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。
- 2 （略）

すること。

第7号様式 (略)

第7号様式 (略)

第7号様式の2 (第5条の2関係)

森林経営規程設定承認申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住所

名称 森林組合

代表者の氏名 ㊦

森林組合法第26条の3第1項の規定により、森林経営規程の承認を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 森林経営事業を行おうとする理由を記載した書面
- 2 森林経営事業実施計画の概要を記載した書面
- 3 森林経営規程を議決した総会(総代会)の議事録の謄本
- 4 森林経営規程

注

森林組合連合会が森林経営規程の設定の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第26条の3第1項」を「第109条第1項において準用する同法第26条の3第1項」とすること。

第7号様式の3 (第5条の2関係)

森林経営規程変更(廃止)承認申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住所

名称 森林組合

代表者の氏名 ㊦

森林組合法第26条の3第3項の規定により、森林経営規程の変更(廃止)の承認を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

(変更の場合)

- 1 森林経営規程を変更する理由を記載した書面
- 2 森林経営事業実施計画の変更の概要を記載した書面
- 3 森林経営規程の変更を議決した総会(総代会)の議事録の謄本
- 4 森林経営規程の変更部分の新旧対照表
- 5 変更後の森林経営規程

(廃止の場合)

- 1 森林経営規程を廃止する理由を記載した書面
- 2 森林経営規程の廃止を議決した総会(総代会)の議事録の謄本

- 3 契約の処分計画を記載した書面
注
- 1 様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請すること。
 - 2 森林組合連合会が森林経営規程の変更（廃止）の承認申請を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第26条の3第3項」を「第109条第1項において準用する同法第26条の3第3項」とすること。

第7号様式の4（第5条の2関係）

森林経営規程変更届

年 月 日

新潟県知事 様

住所

名称 森林組合

代表者の氏名 ㊦

森林組合法第26条の3第4項の規定により、森林経営規程を変更したので、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 森林経営規程を変更した理由を記載した書面
- 2 森林経営規程の変更を議決した総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 森林経営規程の変更部分の新旧対照表
- 4 変更後の森林経営規程

注

森林組合連合会が森林経営規程の変更の届出を行う場合は、様式中「森林組合」を「森林組合連合会」とし、「第26条の3第4項」を「第109条第1項において準用する同法第26条の3第4項」とすること。

第12号様式（その2）（略）

第12号様式（その2）（略）

第12号様式の2（第10条の2関係）

株式会社への組織変更認可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住所

名称 生産森林組合

代表者の氏名 ㊦

森林組合法第100条の8第1項の規定により、株式会社への組織変更の認可を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 組織変更計画書
- 2 組織変更決議時の財務諸表（財産目録、貸借対照表、損益計算書）
- 3 組織変更を議決した総会の議事録の謄本
- 4 定款

- 5 森林組合法第100条の3第6項において準用する同法第66条第2項及び同法第67条第2項に定める手続を完了したことを証する書面

第12号様式の3（第10条の3関係）

合同会社への組織変更認可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住所

名称 生産森林組合

代表者の氏名 ㊦

森林組合法第100条の16の規定により、合同会社への組織変更の認可を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 組織変更計画書
- 2 組織変更決議時の財務諸表（財産目録、貸借対照表、損益計算書）
- 3 組織変更を議決した総会の議事録の謄本
- 4 定款
- 5 森林組合法第100条の18において準用する同法第66条第2項及び同法第67条第2項に定める手続を完了したことを証する書面

第14号様式（第11条関係）

監査規程変更（廃止）承認申請書

（略）

注

様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請すること。

第14号様式（第11条関係）

監査規程変更（廃止）承認申請書

（略）

注

様式中の変更又は廃止のいずれか一方を抹消して申請するものとし、関係書類は、変更又は廃止の区分の項目を列記すること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第10号

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(現金預金日計表の送付)</p> <p>第21条 会計管理者は、現金預金日計表を2部作成し、毎翌月<u>15日</u>までに1部を港湾振興課長に送付しなければならない。</p> <p>(証拠書類の保管)</p> <p>第23条 会計管理者は、収納済又は支払済に係る証拠書類には、その旨を表示して毎翌月<u>15日</u>までに港湾振興課長に送付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(預金残高証明書)</p> <p>第35条 前条に規定する出納店その他の金融機関は、毎月末日現在の預金残高証明書を翌月<u>15日</u>までに会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(現金預金日計表の送付)</p> <p>第21条 会計管理者は、現金預金日計表を2部作成し、毎翌月<u>3日</u>までに1部を港湾振興課長に送付しなければならない。</p> <p>(証拠書類の保管)</p> <p>第23条 会計管理者は、収納済又は支払済に係る証拠書類には、その旨を表示して毎翌月<u>3日</u>までに港湾振興課長に送付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(預金残高証明書)</p> <p>第35条 前条に規定する出納店その他の金融機関は、毎月末日現在の預金残高証明書を翌月<u>3日</u>までに会計管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第1号

交 通 政 策 局
新潟地域振興局新潟港湾事務所
出 納 局

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）による帳簿その他の書類の様式（昭和57年4月新潟県訓令第24号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第8号様式（第39条関係） （略） 納入通知書（領収証書） （略） <u>1 所属→納入義務者⇔指定金融機関等</u> （略） 納付書 （略） <u>2 所属→納入義務者→指定金融機関等</u> （略） 収納済通知書 （略） （略） <u>新潟県会計管理者 様</u> <u>納入場所：新潟県新潟東港臨海用地造成事業出納取扱金融機関</u> <u>3 所属→納入義務者→指定金融機関等→出納局</u></p>	<p>第8号様式（第39条関係） （略） 納入通知書（領収証書） （略） （略） 納付書 （略） （略） 収納済通知書 （略） （略） <u>新潟県知事 様</u></p>
<p>第9号様式（第41条関係） 収納通知書 （略） （略） （略） <u>新潟県会計管理者 印</u></p>	<p>第9号様式（第41条関係） 収納通知書 （略） （略） （略） <u>新潟県知事 印</u></p>

◎新潟県訓令第2号

本 庁
地 域 機 関

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令（昭和39年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第9号様式（第34条関係） 物品損傷等報告書</p> <p>（略）</p> <p>注 1～3 （略）</p> <p><u>4 事故現場の見取図、損傷した物品の写真、警察官署へ届け出たものは、その証明書（盗難被害届出証明書等）その他物品の亡失又は損傷に係る事実及び責任関係を明らかにするために必要な書類（修理費見積書、示談書等）を添付すること。</u></p>	<p>第9号様式（第34条関係） 物品損傷等報告書</p> <p>（略）</p> <p>注 1～3 （略）</p>

告 示

◎新潟県告示第340号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 名 称 新潟県立坂町病院
- 2 所 在 地 村上市下鍛冶屋589番地
- 3 有効期間 平成29年5月1日から
平成32年4月30日まで

◎新潟県告示第341号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県立燕労災病院
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市中央区新光町4番地1
一般財団法人新潟県地域医療推進機構
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定年月日
平成29年3月23日

◎新潟県告示第342号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市大島区棚岡字沢入1818、1824の2、1825、1826、大島区仁上字大久保6087、6093、6097、字栃山6110、6112、6137

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第343号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営虎丸地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年3月29日から平成29年4月25日まで

3 縦覧に供する場所

新発田市役所加治川庁舎

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第344号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、五泉市の一部を受益地域とする県営別所地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成29年3月29日から平成29年4月25日まで
- 3 縦覧に供する場所
五泉市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第345号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、新発田市を地域とする県営区画整理(経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」)事業山内地区に係る換地処分をした。

平成29年3月28日

新潟県知事 米山 隆一

◎新潟県告示第346号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、新発田市を地域とする県営区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業加治川地区に係る換地処分をした。

平成29年3月28日

新潟県知事 米山 隆一

◎新潟県告示第347号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市中川新字立野560番1から	新	9.1~23.0メートル	400.5メートル

同市中川新字宮ノ元636番まで	旧	(A)9.0~17.0メートル	400.5メートル
		(B)9.1~21.0メートル	396.4メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 一般国道 290号
- 2 供用開始の区間
五泉市中川新字立野560番1から同市中川新字宮ノ元636番まで
- 3 供用開始の期日 平成29年 3月28日

◎新潟県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙1431番1から 加茂市寿町1530番1まで	新	(A)7.0~22.0メートル	6,633.6メートル
南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙 1942番1から 加茂市寿町1530番1まで		(B)12.0~63.0メートル	7,675.4メートル
加茂市大字加茂字五反田2732番1から 同市大字下条字横道乙701番1まで		(C)28.1~129.0メー トル	734.8メートル
加茂市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字中谷地甲1672番1まで		(D)15.6~163.8メー トル	1,001.6メートル
加茂市大字下条字中谷地甲1671番1から 三条市下保内字六反田74番1まで		(E)14.0~37.8メートル	547.2メートル
三条市下保内字上谷地116番1から 同市北野新田字川東206番1まで		(F)15.2~47.0メートル	686.6メートル
三条市井栗字藤ノ木甲722番2から 同市北野新田字川東195番1まで		(G)17.0~48.8メートル	43.8メートル

三条市北野新田字川東195番1から 同市北野新田字川東185番まで		(H) 15.0～31.2メートル	131.2メートル
三条市北野新田字五郎田71番から 同市井栗字梅田乙344番まで		(I) 17.8～43.2メートル	522.8メートル
三条市井栗字道田丙949番から 同市須戸新田字石田1285番まで		(J) 17.0～47.4メートル	503.8メートル
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙1431番1から 加茂市寿町1530番1まで		(A) 7.0～22.0メートル	6,633.6メートル
南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙1942番1から 加茂市寿町1530番1まで		(B) 12.0～63.0メートル	7,675.4メートル
加茂市大字加茂字五反田2732番1から 同市大字下条字横道乙701番1まで		(C) 39.6～169.8メートル	734.8メートル
加茂市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字中谷地甲1672番1まで	旧	(D) 15.6～163.8メートル	1,001.6メートル
加茂市大字下条字中谷地甲1671番1から 三条市下保内字六反田74番1まで		(E) 14.0～37.8メートル	547.2メートル
三条市下保内字上谷地116番1から 同市北野新田字川東206番1まで		(F) 15.2～47.0メートル	686.6メートル
三条市井栗字藤ノ木甲722番2から 同市北野新田字川東195番1まで		(G) 17.0～48.8メートル	43.8メートル
三条市北野新田字川東195番1から 同市北野新田字川東185番まで		(H) 15.0～31.2メートル	131.2メートル
三条市北野新田字五郎田71番から 同市井栗字梅田乙344番まで		(I) 17.8～43.2メートル	522.8メートル
三条市井栗字道田丙949番から 同市須戸新田字石田1285番まで		(J) 17.0～47.4メートル	503.8メートル

備考1 上記(A)、(B)、(C)、(D)、(E)、(F)、(G)、(H)、(I)及び(J)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間県道長岡栃尾巻線、県道新潟五泉間瀬線、県道村松田上線及び県道天神林上条線と重用

◎新潟県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米山 隆一

1 道路の種類 県道

- 2 路線名 小出守門線
3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市赤土字屋敷添459番1から 同市三沢字屋敷添1653番1まで	新	(A)7.9~17.0メートル	277.6メートル
		(B)9.4~49.6メートル	267.2メートル
	旧	7.9~17.0メートル	277.6メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
全区間県道細野魚沼田中停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 細野魚沼田中停車場線
3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市三沢字屋敷添1653番1から 同市赤土字屋敷添459番1まで	新	(A)7.9~17.0メートル	277.6メートル
		(B)9.4~49.6メートル	267.2メートル
	旧	7.9~17.0メートル	277.6メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
全区間県道小出守門線と重用

◎新潟県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 高倉東野名線
3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市東野名字上段428番2から	新	8.5~18.8メートル	65.7メートル

同市東野名字上段421番2まで	旧	5.7～10.9メートル	65.7メートル
-----------------	---	--------------	----------

◎新潟県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 高倉東野名線
- 2 供用開始の区間
魚沼市東野名字上段428番2から同市東野名字上段421番2まで
- 3 供用開始の期日 平成29年3月28日

◎新潟県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字下吉野字花畑1244番1から	新	9.8～14.0メートル	143.0メートル
同市大字上名柄字龍角509番1まで	旧	6.4～17.0メートル	143.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道404号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字上名柄字龍角509番1から	新	9.8～14.0メートル	143.0メートル
同市大字下吉野字花畑1244番1まで	旧	6.4～17.0メートル	143.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道253号と重用

◎新潟県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 3 月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 一般国道 253号
- 2 供用開始の区間
上越市大字下吉野字花畑1244番1から同市大字上名柄字龍角509番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年 3 月28日

◎新潟県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 3 月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 板倉直江津線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字富岡字仲坪2338番1から	新	9.7～12.6メートル	105.5メートル
同市大字富岡字仲坪2321番1まで	旧	7.0～12.6メートル	106.5メートル

◎新潟県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 3 月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 板倉直江津線
- 2 供用開始の区間
上越市大字富岡字仲坪2338番1から同市大字富岡字仲坪2321番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年 3 月28日

◎新潟県告示第357号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成20年 3 月28日新潟県告示第642号）を次のとおり解除する。

平成29年 3 月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田家1地区	新潟市秋葉区田家1、3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置い

て縦覧に供する。)

◎新潟県告示第358号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成20年3月28日新潟県告示第643号）の指定を解除する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米山 隆一

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田家1地区	新潟市秋葉区田家1、3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第359号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米山 隆一

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
脇川－1地区	村上市脇川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
脇川－2地区	村上市脇川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
脇川－3地区	村上市脇川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
脇川－4地区	村上市脇川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲耕内右枝沢地区	村上市脇川	次の図のとおり	土石流
稲耕内沢地区	村上市脇川	次の図のとおり	土石流
大日沢地区	村上市脇川	次の図のとおり	土石流
エダノ沢地区	村上市脇川	次の図のとおり	土石流
脇川(1)地区	村上市脇川	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田家1地区	新潟市秋葉区田家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
熊袋(3)地区	長岡市熊袋、山口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山口(1)地区	長岡市山口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山口(2)地区	長岡市山口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山口地区	長岡市山口、熊袋、二ツ郷屋	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田野倉(1)地区	十日町市田野倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田野倉(2)地区	十日町市田野倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田野倉(3)地区	十日町市田野倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田野倉(上)地区	十日町市田野倉	次の図のとおり	地すべり
苜平地区	十日町市苜平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苜平(1)地区	十日町市苜平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苜平(2)地区	十日町市苜平、柏崎市高柳町石黒	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苜平(1)地区	十日町市苜平	次の図のとおり	土石流
仙納(1)地区	十日町市仙納	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仙納(2)地区	十日町市仙納	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蒲生(1)地区	十日町市蒲生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蒲生(2)地区	十日町市蒲生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

蒲生(3)地区	十日町市蒲生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蒲生(4)地区	十日町市蒲生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蒲生(1)地区	十日町市蒲生	次の図のとおり	土石流
寺田(1)地区	十日町市寺田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺田(2)地区	十日町市寺田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺田(3)地区	十日町市寺田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上地区	十日町市寺田	次の図のとおり	地すべり
寺田地区	十日町市寺田	次の図のとおり	地すべり
名平(1)地区	十日町市名平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
名平(2)地区	十日町市名平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
名平(3)地区	十日町市名平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
名平(4)地区	十日町市名平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
名平地区	十日町市名平	次の図のとおり	地すべり
室野(1)地区	十日町市室野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室野(2)地区	十日町市室野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室野(1)地区	十日町市室野	次の図のとおり	土石流
室野城山地区	十日町市室野	次の図のとおり	地すべり
室野地区	十日町市室野	次の図のとおり	地すべり
室野第二地区	十日町市室野	次の図のとおり	地すべり
室野第三地区	十日町市室野	次の図のとおり	地すべり
竹所(1)地区	十日町市竹所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹所(2)地区	十日町市竹所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室野・竹所地区	十日町市室野、竹所	次の図のとおり	地すべり
峠(1)地区	十日町市峠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

峠(2)地区	十日町市峠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
峠(3)地区	十日町市峠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
峠(4)地区	十日町市峠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
孟地地区	十日町市孟地、苧島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
孟地(1)地区	十日町市孟地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
孟地(2)地区	十日町市孟地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
孟地地区	十日町市孟地、苧島	次の図のとおり	地すべり
犬伏(1)地区	十日町市犬伏、松代田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
犬伏(2)地区	十日町市犬伏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
犬伏(3)地区	十日町市犬伏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
犬伏(4)地区	十日町市犬伏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
犬伏(5)地区	十日町市犬伏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
犬伏(6)地区	十日町市犬伏、苧島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
犬伏(1)地区	十日町市犬伏	次の図のとおり	土石流
犬伏地区	十日町市犬伏	次の図のとおり	地すべり
海老地区	十日町市海老、犬伏	次の図のとおり	地すべり
片桐山・滝沢地区	十日町市滝沢、片桐山、中子	次の図のとおり	地すべり
中子地区	十日町市中子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝沢地区	十日町市滝沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝沢2地区	十日町市滝沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苧島(1)地区	十日町市苧島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苧島(1)地区	十日町市苧島	次の図のとおり	地すべり
苧島(2)地区	十日町市苧島	次の図のとおり	地すべり
松代(1)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

松代(2)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代(3)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代(4)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代(5)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代(6)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代(7)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代(8)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代(9)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代(11)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代(12)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代(10)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代(2)地区	十日町市松代	次の図のとおり	地すべり
馬場塚地区	十日町市松代	次の図のとおり	地すべり
小荒戸(1)地区	十日町市小荒戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小荒戸地区	十日町市小荒戸	次の図のとおり	地すべり
太平(1)地区	十日町市太平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太平(2)地区	十日町市太平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太平(3)地区	十日町市太平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太平(4)地区	十日町市太平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太平(5)地区	十日町市太平、松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太平東沢地区	十日町市太平	次の図のとおり	土石流
太平地区	十日町市太平、菅刈	次の図のとおり	地すべり
菅刈(1)地区	十日町市菅刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅刈(2)地区	十日町市菅刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

菅刈(3)地区	十日町市菅刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅刈(4)地区	十日町市菅刈、松代田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅刈沢地区	十日町市菅刈、松代田沢	次の図のとおり	土石流
万代地区	十日町市菅刈、松代田沢、 太平	次の図のとおり	地すべり
松代田沢(6)地区	十日町市松代田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代田沢(1)地区	十日町市松代田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代田沢(2)地区	十日町市松代田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代田沢(3)地区	十日町市松代田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代田沢(4)地区	十日町市松代田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代田沢(5)地区	十日町市松代田沢、犬伏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小入沢川地区	十日町市松代田沢	次の図のとおり	土石流
田沢川地区	十日町市松代田沢	次の図のとおり	土石流
大セギ地区	十日町市松代田沢	次の図のとおり	地すべり
小屋丸地区	十日町市小屋丸	次の図のとおり	地すべり
池之畑地区	十日町市池之畑	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

5 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
別山(1)地区	柏崎市西山町別山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾野内(1)地区	柏崎市西山町尾野内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾野内(2)地区	柏崎市西山町尾野内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾野内(3)地区	柏崎市西山町尾野内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾野内地区	柏崎市西山町尾野内	次の図のとおり	土石流
下尾野内地区	柏崎市西山町尾野内	次の図のとおり	土石流
灰爪(3)地区	柏崎市西山町灰爪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

灰爪(4)地区	柏崎市西山町灰爪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
灰爪(1)地区	柏崎市西山町灰爪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
灰爪(2)地区	柏崎市西山町灰爪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二田(3)地区	柏崎市西山町二田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二田(1)地区	柏崎市西山町二田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二田(2)地区	柏崎市西山町二田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二田(4)地区	柏崎市西山町二田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二田(5)地区	柏崎市西山町二田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二田(6)地区	柏崎市西山町二田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二田(7)地区	柏崎市西山町二田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二田地区	柏崎市西山町二田	次の図のとおり	土石流
藤掛地区	柏崎市西山町二田、西山町坂田	次の図のとおり	地すべり
二田地区	柏崎市西山町二田	次の図のとおり	地すべり
緑町(1)地区	柏崎市緑町、若葉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
緑町(2)地区	柏崎市緑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
緑町(3)地区	柏崎市緑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
緑町(4)地区	柏崎市緑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若葉町地区	柏崎市若葉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊谷(1)地区	柏崎市大字野田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊谷(2)地区	柏崎市大字野田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島(1)地区	柏崎市大字野田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苛島(1)地区	柏崎市大字野田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苛島(2)地区	柏崎市大字野田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島(2)地区	柏崎市大字野田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

野田(1)地区	柏崎市大字野田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
家ノ浦沢地区	柏崎市大字木沢、野田	次の図のとおり	土石流
秋葉山地区	柏崎市大字野田	次の図のとおり	土石流
苛島地区	柏崎市大字野田	次の図のとおり	土石流
出合地区	柏崎市大字野田	次の図のとおり	土石流
山室(1)地区	柏崎市大字山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山室(2)地区	柏崎市大字山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山室(3)地区	柏崎市大字山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山室(4)地区	柏崎市大字山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山室(5)地区	柏崎市大字山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山室地区	柏崎市大字山室	次の図のとおり	地すべり
中浜一丁目地区	柏崎市中浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤坂町(3)地区	柏崎市赤坂町、寿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保(1)地区	柏崎市大久保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保(2)地区	柏崎市大久保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荻ノ島(1)地区	柏崎市高柳町荻ノ島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荻ノ島(2)地区	柏崎市高柳町荻ノ島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荻ノ島(3)地区	柏崎市高柳町荻ノ島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
門出(11)地区	柏崎市高柳町門出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田代地区	柏崎市高柳町田代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田代(2)地区	柏崎市高柳町田代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田代(3)地区	柏崎市高柳町田代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田代地区	柏崎市高柳町田代	次の図のとおり	土石流
田代(2)地区	柏崎市高柳町田代	次の図のとおり	土石流

高柳町田代地区	柏崎市高柳町田代	次の図のとおり	地すべり
---------	----------	---------	------

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第360号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
脇川－1地区	村上市脇川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
脇川－2地区	村上市脇川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
脇川－3地区	村上市脇川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
脇川－4地区	村上市脇川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲耕内沢地区	村上市脇川	次の図のとおり	土石流
大日沢地区	村上市脇川	次の図のとおり	土石流
エダノ沢地区	村上市脇川	次の図のとおり	土石流
脇川(1)地区	村上市脇川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田家1地区	新潟市秋葉区田家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山口(2)地区	長岡市山口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

覽に供する。)

4 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田野倉(2)地区	十日町市田野倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田野倉(3)地区	十日町市田野倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筋平地区	十日町市筋平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筋平(1)地区	十日町市筋平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筋平(2)地区	十日町市筋平、柏崎市高柳町石黒	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仙納(1)地区	十日町市仙納	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蒲生(1)地区	十日町市蒲生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蒲生(3)地区	十日町市蒲生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蒲生(4)地区	十日町市蒲生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺田(1)地区	十日町市寺田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺田(2)地区	十日町市寺田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺田(3)地区	十日町市寺田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
名平(1)地区	十日町市名平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
名平(2)地区	十日町市名平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
名平(3)地区	十日町市名平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室野(1)地区	十日町市室野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室野(2)地区	十日町市室野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室野(1)地区	十日町市室野	次の図のとおり	土石流
竹所(1)地区	十日町市竹所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹所(2)地区	十日町市竹所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
峠(1)地区	十日町市峠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

峠(2)地区	十日町市峠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
峠(3)地区	十日町市峠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
孟地地区	十日町市孟地、苧島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
孟地(1)地区	十日町市孟地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
孟地(2)地区	十日町市孟地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
犬伏(3)地区	十日町市犬伏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
犬伏(4)地区	十日町市犬伏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
犬伏(5)地区	十日町市犬伏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
犬伏(6)地区	十日町市犬伏、苧島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
犬伏(1)地区	十日町市犬伏	次の図のとおり	土石流
中子地区	十日町市中子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝沢地区	十日町市滝沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝沢2地区	十日町市滝沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苧島(1)地区	十日町市苧島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代(1)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代(2)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代(4)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代(5)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代(6)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代(7)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代(8)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代(9)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代(12)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代(10)地区	十日町市松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

小荒戸(1)地区	十日町市小荒戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太平(1)地区	十日町市太平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太平(2)地区	十日町市太平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太平(4)地区	十日町市太平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太平(5)地区	十日町市太平、松代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅刈(1)地区	十日町市菅刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅刈(2)地区	十日町市菅刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅刈(3)地区	十日町市菅刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅刈(4)地区	十日町市菅刈、松代田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代田沢(6)地区	十日町市松代田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代田沢(1)地区	十日町市松代田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代田沢(3)地区	十日町市松代田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代田沢(4)地区	十日町市松代田沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松代田沢(5)地区	十日町市松代田沢、犬伏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

5 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
別山(1)地区	柏崎市西山町別山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾野内(1)地区	柏崎市西山町尾野内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾野内(2)地区	柏崎市西山町尾野内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾野内(3)地区	柏崎市西山町尾野内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下尾野内地区	柏崎市西山町尾野内	次の図のとおり	土石流
灰爪(3)地区	柏崎市西山町灰爪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
灰爪(4)地区	柏崎市西山町灰爪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

灰爪(1)地区	柏崎市西山町灰爪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
灰爪(2)地区	柏崎市西山町灰爪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二田(3)地区	柏崎市西山町二田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二田(1)地区	柏崎市西山町二田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二田(2)地区	柏崎市西山町二田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二田(4)地区	柏崎市西山町二田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二田(5)地区	柏崎市西山町二田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二田(6)地区	柏崎市西山町二田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
緑町(1)地区	柏崎市緑町、若葉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
緑町(2)地区	柏崎市緑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
緑町(3)地区	柏崎市緑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
緑町(4)地区	柏崎市緑町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若葉町地区	柏崎市若葉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊谷(1)地区	柏崎市大字野田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊谷(2)地区	柏崎市大字野田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島(1)地区	柏崎市大字野田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苛島(1)地区	柏崎市大字野田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苛島(2)地区	柏崎市大字野田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島(2)地区	柏崎市大字野田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
出合地区	柏崎市大字野田	次の図のとおり	土石流
山室(1)地区	柏崎市大字山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山室(2)地区	柏崎市大字山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山室(3)地区	柏崎市大字山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山室(4)地区	柏崎市大字山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

山室(5)地区	柏崎市大字山室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中浜一丁目地区	柏崎市中浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤坂町(3)地区	柏崎市赤坂町、寿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保(1)地区	柏崎市大久保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久保(2)地区	柏崎市大久保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荻ノ島(3)地区	柏崎市高柳町荻ノ島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田代地区	柏崎市高柳町田代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田代(3)地区	柏崎市高柳町田代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

6 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上川茂(2)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第361号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 施行者の名称

三条市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 三条都市計画下水道事業

(2) 名称 三条市公共下水道

3 事業施行期間

昭和55年 3月 4日から平成31年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和55年新潟県告示第476号、昭和57年新潟県告示第529号、昭和61年新潟県告示第833号、昭和63年新潟県告示第2132号、平成 8年新潟県告示第986号、平成15年新潟県告示第293号、平成22年新潟県告示第562号の事業地のうち、三条市新光字大坪を削る。

(2) 使用の部分

変更なし

◎新潟県告示第362号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり

認可した。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 施行者の名称

佐渡市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 両津都市計画下水道事業

(2) 名称 佐渡市公共下水道（両津処理区）

3 事業施行期間

平成8年3月1日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成8年新潟県告示第548号、平成14年新潟県告示第698号、平成19年新潟県告示第709号、平成23年新潟県告示第455号の事業地に佐渡市梅津字平沢及び字袋尻を加え、大字梅津字北平沢及び字舟場町を削る。

(2) 使用の部分

平成8年新潟県告示第548号、平成14年新潟県告示第698号、平成19年新潟県告示第709号、平成23年新潟県告示第455号の事業地に佐渡市梅津字平沢を加え、大字梅津字北平沢を削る。

◎新潟県告示第363号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 施行者の名称

魚沼市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 魚沼都市計画下水道事業

(2) 名称 魚沼市公共下水道

3 事業施行期間

昭和59年12月4日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和59年新潟県告示第2870号、昭和60年新潟県告示第3165号、昭和60年新潟県告示第3166号、昭和61年新潟県告示第2885号、昭和63年新潟県告示第1671号、平成元年新潟県告示第822号、平成3年新潟県告示第113号、平成3年新潟県告示第2471号、平成4年新潟県告示第51号、平成7年新潟県告示第695号、平成7年新潟県告示第1416号、平成7年新潟県告示第1417号、平成13年新潟県告示第325号、平成13年新潟県告示第720号、平成18年新潟県告示第564号、平成23年新潟県告示第451号の事業地に四日町字桐ノ木、並びに古新田字蟹沢、並びに大湯温泉字狐田を加え、大字今泉字宮ノ前、字道下、字水尻、字大川端、字芹川、字前田、字島田、字馬作り、字三本柳、字石曾根、字日付原、字坂ノ下、字橋場、字北田、字宮ノ腰、字田中島、字佐藤田、字八万田、字四紋田、字川添及び字新田沖、並びに大字新保字家敷浦、字新保、字アラシマ、字シマダ、字前田、字家の浦及び字水上、並びに大字中島字糸田、字小門口、字久弥花、字江添、字上谷内、字沢田及び字島田、並びに大字中島新田字長池、字家ノ前及び字島ノ下、並びに大字新保新田字菅原、字塚ノ腰及び字チカヤ、並びに大字山田字下ノ原、並びに大字中家新田字下原、字山ノ鼻、字トト道、字姫鶴、字福原及び字家の前、並びに大字中家字水草、字蟹沢、字石神、字才ノ神及び字大田、並びに大字一日市字番匠免、並びに大字井口新田字佐梨川、字願成寺、字欠下、字樋下、字浦堀添、字清水ノ上、字滝脇及び字下原、並びに大字七日市字下原、並びに大字蕨和田字屋敷、字家ノ前、字水尾、字コゴメ、字宮田、字前田及び字ソリ田、並びに大字芋川字山崎、字大樋戸、字一里塚、字前田、字赤木、字中山、字屋敷添、字十三堂窪、字殿畑、字原、字上堰、字後口田及び字袖沢田、並びに大字宇津野字家ノ下、字家ノ前、字家ノ上、字久保田、字沢田、字水尻、字下平、字合田、字宮ノ上、字西ノ原、字葭殿、字小沢バタ、字沖ノ原、字小平沢及び字宮ノ下、並びに大字折立又新田字ウドヒラ、字十二沢口及び字落合、並びに大字下折立字沖、字前田、字向、字屋敷添、字中ノ沢、字小沢及び字原、並びに大字上折立字ヘツリ、字上坪、字湯中居、字前田、字西ノ沢、

字下湯中居及び字原を削除する。

(2) 使用の部分

昭和59年新潟県告示第2870号、昭和60年新潟県告示第3165号、昭和60年新潟県告示第3166号、昭和61年新潟県告示第2885号、昭和63年新潟県告示第1671号、平成元年新潟県告示第822号、平成3年新潟県告示第113号、平成3年新潟県告示第2471号、平成4年新潟県告示第51号、平成7年新潟県告示第695号、平成7年新潟県告示第1416号、平成7年新潟県告示第1417号、平成13年新潟県告示第325号、平成13年新潟県告示第720号、平成18年新潟県告示第564号、平成23年新潟県告示第451号の事業地に中島字糸田、字小門口、字久祢花及び字沢田、並びに井口新田字佐梨川端、並びに吉田字大下、字川原、字出川及び字大田、並びに大沢字小栗山を加え、大字古新田字蟹沢、並びに大字小出島字本町から大字小出島字浦ノ島までの区間を削除する。

◎新潟県告示第364号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 施行者の名称

上越市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 上越都市計画下水道事業

(2) 名称 上越市公共下水道（上越処理区）

3 事業施行期間

昭和54年12月21日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

昭和54年新潟県告示第3017号、昭和59年新潟県告示第950号、平成4年新潟県告示第1032号、平成6年新潟県告示第483号、平成7年新潟県告示第517号、平成10年新潟県告示第1165号、平成14年新潟県告示第701号、平成17年新潟県告示第1891号、平成19年新潟県告示第652号、平成21年新潟県告示第686号、平成22年新潟県告示第566号、平成26年新潟県告示第499号の事業地から大字下門前字大縄の全部並びに大字藤野新田字古屋敷の一部及び字大割の一部を削り、大字下門前字蟹池を藤野新田に変更する。

◎新潟県告示第365号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 施行者の名称

新潟市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 新潟都市計画下水道事業

(2) 名称 新潟市北部公共下水道

3 事業施行期間

平成5年1月12日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

◎新潟県告示第366号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月28日

新潟県知事 米山 隆一

1 施行者の名称

加茂市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 加茂都市計画下水道事業

(2) 名称 加茂市公共下水道

3 事業施行期間

昭和56年2月21日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和56年3月新潟県告示第654号、昭和62年10月新潟県告示第2674号、平成元年5月新潟県告示第1428号、平成4年10月新潟県告示第2635号、平成10年1月新潟県告示第53号、平成16年3月新潟県告示第752号、平成22年3月新潟県告示第564号の事業地のうち大字加茂字大塚及び高峯登立を削る。

(2) 使用の部分

変更なし

◎新潟県告示第367号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成29年3月28日

直江津港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

1 竣功認可年月日

平成29年3月13日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

新潟市中央区新光町4番地1

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県上越市大字夷浜字砂端22-3から同市大字遊光寺浜字塩場190-1を経て同市大字下荒浜字塩場1019-4に至る間及び同市八千浦7から11に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち1の地点から23の地点を順次に結ぶ平成23年の秋分の満潮位(D.L.+0.45メートル)、23の地点から28の地点を順次に結ぶ平成16年11月4日付け新潟県港第343号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+0.34メートルより決定)、28の地点から38の地点を順次に結ぶ平成23年の秋分の満潮位(D.L.+0.45メートル)、38の地点から41の地点を順次に結ぶ平成21年10月30日付け港整第295号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+0.34メートルより決定)、41の地点から45の地点を順次に結ぶ平成16年11月4日付け新潟県港第343号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+0.34メートルより決定)、及び45の地点と1の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点：直江津港沖防波堤北灯台（北緯37度13分41.0秒、東経138度16分32.0秒）

1の地点	基点から	162度33分57秒	2,724.53メートルの地点
2の地点	1の地点から	141度50分03秒	76.59メートルの地点
3の地点	2の地点から	235度54分32秒	20.02メートルの地点
4の地点	3の地点から	286度41分11秒	22.41メートルの地点
5の地点	4の地点から	227度17分28秒	27.56メートルの地点
6の地点	5の地点から	233度39分47秒	1.89メートルの地点
7の地点	6の地点から	230度31分56秒	54.46メートルの地点

8の地点	7の地点から	230度32分00秒	64.47メートルの地点
9の地点	8の地点から	231度26分11秒	40.76メートルの地点
10の地点	9の地点から	179度28分59秒	29.60メートルの地点
11の地点	10の地点から	232度26分11秒	20.00メートルの地点
12の地点	11の地点から	234度52分05秒	20.03メートルの地点
13の地点	12の地点から	231度58分32秒	20.00メートルの地点
14の地点	13の地点から	234度43分36秒	40.05メートルの地点
15の地点	14の地点から	234度14分27秒	40.04メートルの地点
16の地点	15の地点から	233度26分18秒	20.01メートルの地点
17の地点	16の地点から	321度34分19秒	3.67メートルの地点
18の地点	17の地点から	231度31分29秒	99.98メートルの地点
19の地点	18の地点から	231度35分56秒	100.00メートルの地点
20の地点	19の地点から	235度45分15秒	20.05メートルの地点
21の地点	20の地点から	234度21分10秒	20.02メートルの地点
22の地点	21の地点から	224度39分08秒	20.16メートルの地点
23の地点	22の地点から	234度31分37秒	7.62メートルの地点
24の地点	23の地点から	321度57分52秒	50.37メートルの地点
25の地点	24の地点から	231度56分37秒	17.02メートルの地点
26の地点	25の地点から	231度56分59秒	19.51メートルの地点
27の地点	26の地点から	142度55分27秒	32.44メートルの地点
28の地点	27の地点から	185度54分01秒	24.33メートルの地点
29の地点	28の地点から	233度25分16秒	101.11メートルの地点
30の地点	29の地点から	233度28分11秒	84.49メートルの地点
31の地点	30の地点から	233度28分10秒	99.78メートルの地点
32の地点	31の地点から	233度28分12秒	39.87メートルの地点
33の地点	32の地点から	313度54分31秒	10.36メートルの地点
34の地点	33の地点から	230度32分21秒	10.83メートルの地点
35の地点	34の地点から	230度32分12秒	4.61メートルの地点
36の地点	35の地点から	321度52分08秒	19.38メートルの地点
37の地点	36の地点から	51度52分01秒	1.46メートルの地点
38の地点	37の地点から	321度52分09秒	38.35メートルの地点
39の地点	38の地点から	51度50分18秒	182.51メートルの地点
40の地点	39の地点から	51度50分18秒	175.26メートルの地点
41の地点	40の地点から	51度50分12秒	9.55メートルの地点
42の地点	41の地点から	51度52分10秒	15.76メートルの地点
43の地点	42の地点から	51度51分46秒	330.00メートルの地点
44の地点	43の地点から	51度51分45秒	333.81メートルの地点
45の地点	44の地点から	51度52分10秒	9.18メートルの地点

(3) 面積

75,489.12 m²

4 埋立の免許の年月日及び番号

平成25年2月15日 新潟県港整第408号

5 法第22条第3項の市町村

上越市

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表について（公告）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成29年3月28日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業の平成26年の海面漁業生産量は3.2万トン、生産額は114億円であり、全国的には中位に位置している。水産業が中核的な産業である佐渡島と粟島を擁し、漁業経営体数は1,798経営体（平成25年）となっている。

本県において水産業は、水産物の安定供給等重要な役割を果たしており、今後とも海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県佐渡沖合水域には、対馬暖流とリマン寒流が交錯していることから、寒暖系の回遊性魚類や底生魚介類の好生息場となっている。

我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や、資源水準が低下している資源も見られる。本県下における漁業資源についても、概ね同様の傾向が見られるところであり、今後とも漁業資源の適切な管理が求められている。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋生物資源の保存管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。

(4) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量及び漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源の採捕実績及び第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量の的確な把握に努めることとする。

(5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要である。当海域でのデータの蓄積又は知見の進展を図るため、水産海洋研究所を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成28年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成28年4月から平成29年3月	—
まあじ	平成28年1月から平成28年12月	若干
まいわし	平成28年1月から平成28年12月	若干
まさば及びごまさば	平成28年7月から平成29年6月	若干
するめいか	平成28年4月から平成29年3月	若干
ずわいがに	平成28年7月から平成29年6月	402トン

※ すけとうだらについては、知事管理量は定めないものとする。

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成29年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成29年4月から平成30年3月	—
まあじ	平成29年1月から平成29年12月	若干
まいわし	平成29年1月から平成29年12月	若干
まさば及びごまさば	平成29年7月から平成30年6月	(注)
するめいか	平成29年4月から平成30年3月	若干
ずわいがに	平成29年7月から平成30年6月	(注)

※ すけとうだらについては、知事管理量は定めないものとする。

(注) まさば及びごまさば、ずわいがにの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は次表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる採捕の種類については、「若干」とすることとした。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる採捕の種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数量	
		平成28年	平成29年
ずわいがに	ずわいがにかご漁業	18トン	(注)
	小型機船底びき網漁業	196トン	(注)
	刺し網漁業	172トン	(注)
	その他のかご漁業等	16トン	(注)

(注) 平成29年の数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【ずわいがに】

ずわいがにかご漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業を行うこととする。更に、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、漁期外でのカニの生息する海域での操業を自粛し、混獲した場合には再放流することとする。

えびかご漁業等のその他のかご漁業等については、従来の操業規制に基づいて操業することとする。

【まあじ】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まいわし】

大型定置網漁業、いわし流し網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業、刺し網漁業（固定式）及びすけとうだら延縄漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

大型定置網漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

5トン未満の動力船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあっては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲実績の把握に努め、漁獲努力量の抑制方策について検討する。

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種 特定海洋 生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網 漁業のうちその他 の小型機船底びき 網漁業	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海 域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線 上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯 台中心点とを結ぶ線上新川河口中心 点から10海里の点 エ 新川河口中心点	平成29年9月 1日から 平成29年10月 31日まで	1,843

6 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項
第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種 特定海洋 生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網 漁業のうちその他 の小型機船底びき 網漁業 (板びき網漁業)	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海 域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線 上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯 台中心点とを結ぶ線上新川河口中心 点から10海里の点 エ 新川河口中心点	平成29年9月 1日から 平成29年10月 31日まで	1,843

7 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【まがれい】

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、県が作成した「新潟県資源管理指針」の着実な実施を推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告について、迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

人事委員会規則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1794号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則(規則第6-1515号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(平成30年3月31日までの間における第2条の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>2 平成30年3月31日までの間における第2条第1項各号に掲げる地域の人事委員会で定める割合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 東京都の特別区 <u>100分の19.2</u></p> <p>(2) 大阪市 <u>100分の15.6</u></p> <p>(3) 小平市 <u>100分の14.8</u></p> <p>(4) 府中市 <u>100分の14.2</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 新潟県 <u>100分の1.1</u></p> <p>(一般職員給与条例第17条の3の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第84号)附則第13項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第17条の3に規定する100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の15.6</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(平成30年3月31日までの間における第2条の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>2 平成30年3月31日までの間における第2条第1項各号に掲げる地域の人事委員会で定める割合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 東京都の特別区 <u>100分の19</u></p> <p>(2) 大阪市 <u>100分の15.5</u></p> <p>(3) 小平市 <u>100分の14.5</u></p> <p>(4) 府中市 <u>100分の14</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 新潟県 <u>100分の1</u></p> <p>(一般職員給与条例第17条の3の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第84号)附則第13項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第17条の3に規定する100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の15.5</u>とする。</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1795号

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則(規則第6-247号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
職名等	資格要件	職名等	資格要件
水産業普及指導員	(1) (略) (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第108条に規定する大学を除く。)、 <u>国立研究開発法人水産研究・教育機構法(平成11年法律第199号)による国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第70号)による廃止前の独立行政法人水産大学校法(平成11年法律第191号)による独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成12年政令第333号)による改正前の農林水産省組織令(平成12年政令第253号)による水産大学校又は旧農林水産省組織令(昭和27年政令第389号)による水産大学校(以下「水産大学校」と総称する。)</u> において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、次のいずれかに該当する期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近15年のうち12年以上に達するもの ア (略) イ 学校教育法による大学、水産大学校又は <u>一般財団法人漁村教育会全国漁業協同組合学校</u> において水産業に関する試験研究又は教育に従事した期	水産業普及指導員	(1) (略) (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第108条に規定する大学を除く。)、独立行政法人水産大学校法(平成11年法律第191号)による独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成12年政令第333号)による改正前の農林水産省組織令(平成12年政令第253号)による水産大学校又は旧農林水産省組織令(昭和27年政令第389号)による水産大学校(以下「水産大学校」と総称する。)において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、次のいずれかに該当する期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近15年のうち12年以上に達するもの ア (略) イ 学校教育法による大学、水産大学校又は <u>財団法人漁村教育会全国漁業協同組合学校</u> において水産業に関する試験研究又は教育に従事した期間

	間 ウ (略)				ウ (略)
(略)			(略)		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3 月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第 6 - 1796号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第 6 - 183号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第17（裏面） （略） 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示</p> <p>1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。 (2)・(3) （略）</p> <p>備考 （略）</p> <p>様式第18（裏面） （略） 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示</p> <p>1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。</p>	<p>様式第17（裏面） （略） 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示</p> <p>1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（<u>新潟市長</u>）に対して審査請求をすることができます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（<u>新潟市</u>）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。 (2)・(3) （略）</p> <p>備考 （略）</p> <p>様式第18（裏面） （略） 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示</p> <p>1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（<u>新潟市長</u>）に対して審査請求をすることができます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。</p>

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟においては が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第19(裏面)

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟においては が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第20(裏面)

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認め

られる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県(新潟市)を被告として(訴訟においては が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第19(裏面)

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、知事(新潟市長)に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県(新潟市)を被告として(訴訟においては が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第20(裏面)

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、知事(新潟市長)に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を

られる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第21（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第22（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を

経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第21（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第22（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間

経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟においては が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第23(裏面)

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟においては が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第24(裏面)

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間

やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県(新潟市)を被告として(訴訟においては が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第23(裏面)

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、知事(新潟市長)に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県(新潟市)を被告として(訴訟においては が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第24(裏面)

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、知事(新潟市長)に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第26（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第27（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第26（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2)・(3) (略)

備考 (略)

様式第27（裏面）

(略)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した

<p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>備考 (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第4号

地方自治法（平成22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県立武道館
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
上越市西本町二丁目1番5号
株式会社PFI新潟県立武道館サービス
- 3 指定の期間
平成31年12月1日から平成46年3月31日まで
- 4 指定年月日
平成29年3月23日

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第8号

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補（巡 査部長を含む。）	巡 査	小 計		
警察本部	75	131	783	217	1,206	445	1,651
警察学校	1	2	16	2	21	3	24
警察署	57	152	1,644	979	2,832	140	2,972
初任科生				132	132		132
合 計	133	285	2,443	1,330	4,191	588	4,779

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

正 誤

平成18年12月15日付け新潟県告示第1763号（土砂災害警戒区域の指定）中

ページ	欄	行	誤	正
15	左	20	仙納川(6)地区	筒石川(1)地区